



## 長野県告示第476号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定を受けた指定医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成19年9月27日

長野県知事 村井 仁

診療所、歯科又は薬局

名 称	所 在 地	廃止年月日
竹村整形外科医院	下伊那郡高森町吉田471-3	平成19年5月19日
蜂谷医院	木曾郡南木曾町読書4167-2	平成19年6月30日
よしだ内科クリニック	埴科郡坂城町大字上五明643-2	平成19年6月30日
小金平産婦人科皮膚科医院	松本市野溝西1丁目9番39号	平成19年6月1日
中村眼科	松本市中央3-7-8	平成19年7月16日
メンタルクリニックときた	上田市常入1-1-65	平成19年5月31日
召田薬局	上田市新町156-2	平成19年6月30日
神畑薬局	上田市神畑737	平成18年9月1日
諏訪湖スパクリニック	諏訪市大和1-24-9	平成19年4月30日
関歯科医院	塩尻市大門8番町5-1	平成19年6月29日

地域福祉課

## 長野県告示第477号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定を受けた指定医療機関から名称等が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成19年9月27日

長野県知事 村井 仁

病院又は診療所

名 称	所 在 地	変 更 事 項		変更年月日
		新	旧	
松本中川病院	松本市大字芳川野溝1821	松本中川病院	医療法人道悠会松本中川病院	平成19年5月16日
平出クリニック	茅野市ちの628番1	平出クリニック	平出クリニック産科婦人科	平成19年4月1日
柳沢内科クリニック	塩尻市大字広丘吉田3051番地	塩尻市大字広丘吉田3051番地	塩尻市大字広丘吉田711番地3	平成19年2月16日

地域福祉課

## 長野県告示第478号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次のとおり指定しました。

平成19年9月27日

長野県知事 村 井 仁

## 1 診療所、歯科又は薬局

名 称	所 在 地	指定年月日
いけお内科クリニック	北佐久郡軽井沢町長倉4726-5	平成19年7月2日
竹村整形外科医院	下伊那郡高森町吉田471-3	平成19年5月19日
浜坂歯科医院	東筑摩郡朝日村大字古見3475-5	平成19年8月1日
岡村眼科医院	北安曇郡松川村5794-456	平成19年6月11日
医療法人社団東信会よしだ内科クリニック	埴科郡坂城町大字上五明字旅屋場643-2	平成19年7月1日
松本市安曇稲核診療所	松本市安曇2627番地2	平成19年4月1日
松本市安曇大野川歯科診療所	松本市安曇3992番地1	平成19年4月1日
松本市安曇沢渡診療所	松本市安曇4162番地1	平成19年4月1日
マルケー薬局	松本市梓川倭532番地1	平成19年5月25日
浅間西口薬局	松本市浅間温泉1-16-25	平成19年7月1日
医療法人中村眼科	松本市中央3丁目6番22号	平成19年7月17日
こまき薬局	上田市小牧105-1	平成19年5月1日
召田薬局	上田市新町156-2	平成19年7月1日
西野薬局	上田市殿城神林232-3	平成19年6月1日
神畑薬局	上田市神畑737	平成19年7月1日
林内科・循環器科クリニック	岡谷市長地小萩3-12-24	平成19年7月28日
諏訪湖スパクリニック歯科	諏訪市大和1-24-9	平成19年5月1日
諏訪地区小児夜間急病センター	諏訪市大字四賀2299番地1	平成19年6月1日
飯山新町モリキ薬局	飯山市飯山新町裏220-5	平成19年7月1日
飯山土屋薬局	飯山市飯山新町裏186-1	平成19年7月1日
中本泌尿器科医院	塩尻市広丘原新田213-20	平成19年6月1日
関歯科医院	塩尻市大門8番町5-1	平成19年6月30日
岡部薬局	佐久市春日2716-13	平成19年8月1日

## 2 指定訪問看護事業者

名 称	主たる事業所の所在地	訪問看護ステーションの名称	訪問看護ステーションの所在地	指定年月日
特定非営利活動法人たかやしろ	下高井郡山ノ内町大字夜間瀬2449-2	訪問看護ステーションたかやしろ	下高井郡山ノ内町大字夜間瀬2449-2	平成19年7月1日
メディカルケア株式会社	千曲市小島3172番地	サクラケア訪問看護ステーション千曲	千曲市小島3172番地	平成19年7月1日
軽井沢町長	北佐久郡軽井沢町大字長倉2381-1	訪問看護ステーションかるいざわ	北佐久郡軽井沢町大字長倉2375-1	平成19年4月1日

地域福祉課

## 長野県告示第479号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第49条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当する施術者として、次のように指定しました。

平成19年9月27日

長野県知事 村 井 仁

施術者

氏 名	施 術 所 の 名 称	施術所の所在地又は施術者の住所	指 定 年 月 日
西 村 直 人	昭和接骨院	東筑摩郡波田町9785番地2	平成19年8月1日
山 田 恭 平	—	松本市神田2-15-15	平成19年7月1日
小 松 孝 史	双葉接骨院	岡谷市川岸上3丁目7-37	平成19年8月1日
中 川 実	西口通り指圧鍼灸整骨院	須坂市馬場町1208	平成19年9月1日
笠 井 賢 治	笠井ハリ灸整骨院	千曲市大字戸倉1935	平成19年7月1日
宮 尾 雄 亮	千曲整骨院	千曲市屋代569	平成19年7月1日
宮 本 二 郎	びわの木整骨院	佐久市臼田649	平成19年8月1日

地域福祉課

## 長野県告示第480号

長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成19年長野県規則第6号）第3条の規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、当該手続等の根拠となる条例等の名称及び条項を次のとおり告示します。

平成19年9月27日

長野県知事 村 井 仁

名 称	条 項
長野県地球温暖化対策条例 （平成18年長野県条例第19号）	第12条第3項、第4項、第7項及び第9項、第18条第3項、第4項、第7項及び第9項、第21条第3項及び第6項並びに第23条第3項、第4項、第7項及び第9項

環境政策課

## 長野県告示第481号

次の保安林を解除予定保安林としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示します。

平成19年9月27日

長野県知事 村 井 仁

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
下水内郡栄村大字塚字又旅沢3137の2、3137の3、3138の6、

3138の7

- 2 保安林として指定された目的  
なだれの防止
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

森林整備課

## 長野県告示第482号

次の保安林を解除予定保安林としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示します。

平成19年9月27日

長野県知事 村 井 仁

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
伊那市手良沢岡623の3、623の4
- 2 保安林として指定された目的  
名所又は旧跡の風致の保存
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

森林整備課

**長野県告示第483号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成19年9月27日

長野県知事 村 井 仁

## 1 土砂災害警戒区域の名称

五箇2、五箇1、むじはやち沢、本間下1、東馬流1、北の沢入、柳沢、向久保、家の入、笠原1、市の沢1、カヤカリ窪、市の沢ーア、市の沢ーイ、市の沢ーウ、蟹久保1、蟹久保2、蟹久保3、宿渡1、長坂沢、土村1ーア、土村1ーイ、大洲2、中村3、本村4、本村2、親沢2、くるみ窪、水上1、親沢川1、親沢川2、川平1、川平2、親沢1、親沢3、本村3、本村1、城久保、木村川、ほそや沢、中村1、中村2、大洲1、たのもし久保、芦谷久保1、箕輪1、箕輪2、小海原1、小海原2、稲子1、後久保、八那池1ーア、八那池1ーイ、双子池沢、ニタ子池入の沢、権現前、木の木沢、居久保沢1、居久保沢2、大久保沢、本間川、ホテナ久保及び宮下沢

## 2 指定の区域

南佐久郡小海町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野南佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂 防 課

**長野県告示第484号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成19年9月27日

長野県知事 村 井 仁

## 1 土砂災害警戒区域の名称

成沢川1、成沢川1ー1、成沢川2、金原川2、三分川、から沢、祢津沢、所沢川1、所沢川2、所沢川3、所沢川4、所沢川5、所沢川6、所沢川6ー1、所沢川6ー2、所沢川6ー3、熊沢、栗生沢、大石沢川、布下川、切久保沢川、八反田沢川、八反田沢川ー1、諸沢川、豊原の沢、豊原の沢ー1、宮沢、中村沢川、梨木沢川、玉の井沢、八町久保の沢、舟木沢川、戸山の沢、金原川1、大石沢川1、大石沢川2、大石沢川3、大石沢川4及び深沢川2

## 2 指定の区域

東御市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県上田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂 防 課

**長野県告示第485号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成19年9月27日

長野県知事 村 井 仁

## 1 土砂災害警戒区域の名称

大石沢川1、大石沢川2、大石沢川3、大石沢川4、神奈川、深沢川1、深沢川2及び大石沢川

## 2 指定の区域

小諸市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂 防 課

**長野県告示第486号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成19年9月27日

長野県知事 村 井 仁

## 1 土砂災害警戒区域の名称

南洞川、権現沢川、松葉沢川、中売沢川、大沢川、象々、小象々川、大象々川、芦井沢川、前田川、長洞、刈谷沢川、堂ノ入、川鳥川、竹の川1、竹の川2、竹の川3、竹の川4、相吉川1、相吉川2、相吉川3、相吉川4、相吉川5、相吉川6、相吉川7、相吉川8、相吉川9、上ノ宮、出藤、奈良井川1、奈良井川2、奈良井川3、セウフ沢、西洞、奈良井川4、小舟沢、裏山、明田、平四郎沢、宮ノ入沢、トラノ沢、小屋沢、欠ノ沢、小曾部川1、小曾部川2、小曾部川3、小曾部川4、町沢、観音沢、小曾部川5、白石、小曾部川6、畷沢、岩鼻沢、深沢、栗ノ木沢、小曾部川7、小曾部川8、大沢、小曾部川9、ショウブ谷、小曾部川10、カトコバ谷、竹の川5、竹の川6、竹の川7及び竹の川8

## 2 指定の区域

塩尻市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県松本建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂 防 課

**長野県告示第487号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成19年9月27日

長野県知事 村 井 仁

## 1 土砂災害警戒区域の名称

菅沼沢、山秋沢(1)、山秋沢(2)、蟻之尾沢、曲尾沢及び大河沢

## 2 指定の区域

上水内郡信州新町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県土尻川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

#### 長野県告示第488号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成19年9月27日

長野県知事 村井 仁

##### 1 土砂災害特別警戒区域の名称

五箇2、五箇1、むじはやち沢、本間下1、東馬流1、北の沢入、柳沢、向久保、家の入、市の沢1、カヤカリ窪、市の沢ア、市の沢イ、市の沢ウ、蟹久保1、蟹久保2、蟹久保3、宿渡1、土村1ア、土村1イ、大洲2、中村3、本村4、本村2、親沢2、くるみ窪、水上1、親沢川1、川平2、親沢1、親沢3、本村3、本村1、木村川、ほそや沢、中村1、中村2、大洲1、たのもし久保、芦谷久保1、箕輪1、箕輪2、小海原2、稲子1、後久保、八那池1ア、八那池1イ、双子池沢、ニタ子池入の沢、木の木沢、居久保沢1、居久保沢2、本間川及び宮下沢

##### 2 指定の区域

南佐久郡小海町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県南佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

##### 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

#### 長野県告示第489号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成19年9月27日

長野県知事 村井 仁

##### 1 土砂災害特別警戒区域の名称

成沢川1、成沢川1-1、成沢川2、金原川2、三分川、から沢、祢津沢、所沢川2、所沢川3、所沢川4、所沢川5、所沢川6、所沢川6-1、所沢川6-2、所沢川6-3、熊沢、栗生沢、大石沢川、布下川、八反田沢川、八反田沢川-1、諸沢川、豊原の沢、豊原の沢-1、宮沢、梨木沢川、玉の井沢、八町久保の沢、戸山の沢、金原川1、大石沢川1、大石沢川2、大石沢川3、大石沢川4及び深沢川2

##### 2 指定の区域

東御市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県土木部砂

防課及び長野県上田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

##### 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

#### 長野県告示第490号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成19年9月27日

長野県知事 村井 仁

##### 1 土砂災害特別警戒区域の名称

神奈川、深沢川1及び深沢川2

##### 2 指定の区域

小諸市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

##### 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

#### 長野県告示第491号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成19年9月27日

長野県知事 村井 仁

##### 1 土砂災害特別警戒区域の名称

南洞川、権現沢川、象々、小象々川、大象々川、芦井沢川、前田川、長洞、堂ノ入、川鳥川、竹の川1、竹の川2、竹の川3、竹の川4、相吉川1、相吉川2、相吉川3、相吉川4、相吉川5、相吉川6、相吉川7、相吉川8、相吉川9、上ノ宮、出藤、奈良井川1、奈良井川2、奈良井川3、セウフ沢、西洞、奈良井川4、小舟沢、裏山、明田、平四郎沢、宮ノ入沢、トラノ沢、小屋沢、欠ノ沢、小曾部川1、小曾部川2、小曾部川3、小曾部川4、町沢、小曾部川5、白石、小曾部川6、岩鼻沢、深沢、栗ノ木沢、小曾部川7、小曾部川8、大沢、小曾部川9、ショウブ谷、小曾部川10及びカトコバ谷

##### 2 指定の区域

塩尻市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県松本建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

##### 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

### 長野県告示第492号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成19年 9月27日

長野県知事 村 井 仁

1 土砂災害特別警戒区域の名称

菅沼沢及び山秋沢(2)

2 指定の区域

上水内郡信州新町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県土尻川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

### 長野県告示第493号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が地すべりである土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成19年 9月27日

長野県知事 村 井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

田畑殿垣外A、田畑A、田畑駅上A及び田畑駅上B

2 指定の区域

上伊那郡南箕輪村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

### 長野県告示第494号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成19年 9月27日

長野県知事 村 井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

本間下1号、本間下3、本間下2号、本間下4、本間上、上宿、宮下、本間川1号、本間川2号、本間川、本間川3、南町、日赤

下、馬流1号、高根町、清水町、土村1、土村、土村2、土村4号、土村3、卒道団地ア、卒道団地イ、宿渡3、宿渡4、宿渡5、宿渡1号、宿渡、宿渡2号、宿渡6、笠原、笠原2ア、笠原2イ、市の沢1、市の沢2ア、市の沢2イ、市の沢3、川平上、川平下、親沢2号、親沢3、親沢、親沢4、本村、沢入、中村2ア、中村2イ、腰巻3号、腰巻、腰巻2号、中村1号、小海原1、小海原2ア、小海原2イ、小海原3、芦谷2、芦谷3、芦谷4、芦谷、小海原、箕輪3、箕輪4、箕輪5、箕輪6、箕輪2号、箕輪1号ア、箕輪1号イ、芦谷1号、大畑、土村5号、大峯、二タ子池2号、馬流、二タ子池1号、鎰掛1、鎰掛下、鎰掛下2号、鎰掛上、鎰掛2、鎰掛3、豊里、豊里2号、豊里3号、八那池口、八那池、八那池2、豊里4、豊里5、松原1、芦平3、芦平2、芦平、芦平5、芦平4、稲子ア、稲子イ、松原2、星見ヶ丘別荘地1、新開1、新開2、新開3、稲子の湯、星見ヶ丘別荘地3、星見ヶ丘別荘地2、杉尾2、杉尾、溝ノ原、溝ノ原2、本間下5号ア、本間下5号イ、本間上2号ア、本間上2号イ、本間上2号ウ、宮下2号ア、宮下2号イ、宮下2号ウ、本間川4号、本間川5号、本間川6号、小原団地1号、小原団地2号、馬流2号、清水町2号イ、清水町3号、清水町4号、土村6号ア、土村6号イ、土村6号ウ、土村7号、土村9号、東馬流、親沢5号、本村2号、本村3号、大洲1号、大洲2号、腰巻4号、腰巻5号、箕輪7号ア、箕輪7号イ、箕輪8号、芦谷2号ア、芦谷2号イ、芦谷2号ウ、芦谷3号ア、芦谷3号イ、大畑2号、土村10号、土村11号、土村12号、大畑3号ア、大畑3号イ、大峯2号、大峯3号、二タ子池3号、鎰掛下3号、鎰掛下4号ア、鎰掛下4号イ、鎰掛下4号ウ、鎰掛下5号ア、鎰掛下5号イ、鎰掛下5号ウ、鎰掛下5号エ、鎰掛下6号、鎰掛上2号、八那池3号、八那池4号ア、八那池4号イ、八那池5号、八那池6号、芦平6号、五箇2号ア及び五箇2号イ

2 指定の区域

南佐久郡小海町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県南佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

### 長野県告示第495号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成19年 9月27日

長野県知事 村 井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

東御市001、東御市002、東御市003、東御市004、東御市005、東御市006、東御市007、東御市008、東御市009、東御市010、東御市011、東御市012、東御市013、東御市014、東御市015、東御市016、東御市017、東御市018、東御市019、東御市020、東御市021、東御市022、東御市023、東御市024、東御市025、東御市026、東御市027、東御市028、東御市029、東御市030、東御市031、東御市032、東御市033、東御市034、東御市035、東御市036、東御

市037、東御市038、東御市039、東御市040、東御市041、東御市042、東御市043、東御市044、東御市045、東御市046、東御市047、東御市048、東御市049、東御市050、東御市051、東御市052、東御市053、東御市054、東御市055、東御市056、東御市057、東御市058、東御市059、東御市060、東御市061、東御市062、東御市063、東御市064、東御市065、東御市066、東御市067、東御市068、東御市069、東御市070、東御市071、東御市072、東御市073、東御市074、東御市075、東御市076、東御市077、東御市078、東御市079、東御市080、東御市081、東御市082、東御市083、東御市084、東御市085、東御市086、東御市087、東御市088、東御市089、東御市090、東御市091、東御市092、東御市093、東御市094、東御市095、東御市096、東御市097、東御市098、東御市099、東御市100、東御市101、東御市102、東御市103、東御市104、東御市105、東御市106、東御市107、東御市108、東御市109、東御市110、東御市111、東御市112、東御市113、東御市114、東御市115、東御市116、東御市117、東御市118、東御市119、東御市120、東御市121、東御市122、東御市123、東御市124、東御市125、東御市126、東御市127、東御市128、東御市129、東御市130、東御市131、東御市132、東御市133、東御市134、東御市135、東御市136、東御市137、東御市138、東御市139、東御市140、東御市141、東御市142、東御市143、東御市144、東御市145、東御市146、東御市147、東御市148、東御市149、東御市150、東御市151、東御市152、東御市153及び東御市154

## 2 指定の区域

東御市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県上田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

### 長野県告示第496号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成19年9月27日

長野県知事 村井 仁

#### 1 土砂災害警戒区域の名称

久保1、久保2、久保3、久保4、滝の沢1、滝の沢2、栃ヶ洞1、栃ヶ洞2、塩ノ井1、塩ノ井2、北殿1、北殿2、北殿3、北殿4、北殿5、北殿6、北殿7、北殿8、南殿1、田畑1、田畑2、田畑3、田畑4、田畑・神子柴、神子柴1、田畑5、田畑6、神子柴2、神子柴3、神子柴4、神子柴5、田畑7、田畑8、田畑9、田畑10、久保5、久保6、久保7、塩ノ井3、塩ノ井4、南殿2、南殿3、南殿4、田畑11、田畑12、田畑13、田畑14、神子柴6、神子柴7、神子柴8、神子柴9、神子柴10、沢尻1、沢尻2、沢尻3、南原1及び南原2

#### 2 指定の区域

上伊那郡南箕輪村のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

### 長野県告示第497号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成19年9月27日

長野県知事 村井 仁

#### 1 土砂災害警戒区域の名称

南内田1、南内田2、南内田3、南内田4、南内田5、南内田7、北熊井1、北熊井2、北熊井3、北熊井4、北熊井5、南熊井4、南熊井3、南熊井2、南熊井1、高出3、高出4、高出5、高出1、高出2、広丘堅石2、広丘堅石3、広丘堅石4、広丘堅石5、岩垂1、岩垂2、広丘堅石6、広丘郷原1、広丘郷原2、広丘郷原3、広丘郷原4、広丘郷原5、岩垂3、岩垂4、芦ノ田1、太田1、太田2、太田3、芦ノ田2、太田4、太田5、太田6、太田7、太田8、元町1、元町2、上組1、上組2、上組3、上組4、上組5、上組6、岩垂5、岩垂6、岩垂7、岩垂8、岩垂9、岩垂10、芦ノ田3、岩垂11、岩垂12、岩垂13、下小曾部1、元町3、下小曾部2、下小曾部3、下小曾部4、下小曾部5、下小曾部6、下小曾部7、下小曾部8、上小曾部1、上小曾部2、上小曾部3、上小曾部4、上小曾部5、上小曾部6、上小曾部7、上小曾部8、上小曾部9、上小曾部10、上小曾部11、上小曾部12、上小曾部13、上小曾部14、上小曾部15、上小曾部16、上小曾部17、上小曾部18、上小曾部19、上小曾部20、上小曾部21、上小曾部22、上小曾部23、上小曾部24、上小曾部25、上小曾部26、上小曾部27、上小曾部28、上小曾部29、上小曾部30、上小曾部31、上小曾部32、上小曾部33、上小曾部34、上小曾部35、上小曾部36、上小曾部37、上小曾部38、上小曾部39、上小曾部40、勝弦1、勝弦2、勝弦3、勝弦4、勝弦5、上田1、上田2、上田3、上田4、上田5、古町1、古町2、古町3、古町4、古町5、古町6、古町7、古町8、古町9、古町10、上田6、上田7、上田8、上田9、上田10、上田11、元町4、元町5、上組7、下小曾部9、下小曾部10、岩垂14、芦ノ田4、下小曾部11、下小曾部12、下小曾部13、岩垂15、下小曾部14、芦ノ田5、南熊井5、上田12、上田13及び上田14

#### 2 指定の区域

塩尻市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県松本建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

### 長野県告示第498号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成19年9月27日

長野県知事 村井 仁

#### 1 土砂災害警戒区域の名称

石畑(1)、石畑(2)、石畑(3)、石畑(4)、笠子(1)、笠子(2)、曲尾(1)、明賀(1)、刈内、尾崎(1)、尾崎(2)、本村(1)、本村(2)、本村(3)、本村(4)、本村(5)、本村(6)、本村(7)、本村(8)、本村(9)、本村(10)、本村(11)、栃久保(1)、栃久保(2)、栃久保(3)、栃久保(7)、栃久保(4)、中之在家(1)、中之在家(2)、中之在家(3)、山秋(1)、山秋(2)、山秋(3)、山秋(4)、山秋(5)、山秋(6)、福土(1)、蟻之尾(1)、蟻之尾(2)、

福土(2)、福土(3)、土口(1)、土口(2)、外味藤(1)、中尾(1)、中尾(2)、中尾(3)、中尾(4)、中尾(5)、中尾(6)、中尾(7)、菅沼(1)、菅沼(2)、菅沼(3)、菅沼(4)、菅沼(5)、菅沼(6)、菅沼(7)、菅沼(8)、菅沼(9)、菅沼(10)、菅沼(11)、菅沼(12)、細尾笠子(1)、細尾笠子(2)、細尾笠子(3)、細尾笠子(4)、細尾笠子(5)、細尾(1)、細尾(2)、細尾(3)、細尾(4)、細尾(5)、細尾(6)、細尾(7)、細尾(8)、左右礼、中塚、字内坂、坪川(1)、坪川(2)、竹之下(1)、栗尾北、栗尾南(1)、栗尾南(2)、又田羅(1)、本村(12)、上屋、芦沢(1)、芦沢(2)、芦沢(3)、芦沢(4)、古宿(1)、古宿(2)、尾崎(3)、尾崎(4)、尾崎(5)、笠子(3)、太田(2)、太田(3)、太田(4)、曲尾(2)、明賀(2)、牛門(1)、牛門(2)、蟻之尾(3)、又田羅(2)、又田羅(3)、竹之田和(1)、竹之田和(2)、竹之田和(3)、竹之田和(4)、又田羅(4)、又田羅(5)、又田羅(6)、埋家、栗尾(1)、栗尾(2)、山穂刈寺尾(1)、山穂刈寺尾(2)、下味藤、竹之下(2)、味藤(1)、味藤(2)、味藤(3)、味藤(4)、鳥立(1)、鳥立(2)、萩野(1)、萩野(2)、細尾(9)、細尾(10)、坂所(1)、坂所(2)、細尾(11)、外味藤(2)、外味藤(3)、土口(3)、土口(4)、栃久保(8)、栃久保(9)、栃久保(5)、栃久保(6)、山秋(7)、福土(4) 及び蟻之尾(4)

2 指定の区域

上水内郡信州新町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県土尻川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂 防 課

長野県告示第499号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成19年 9月27日

長野県知事 村 井 仁

1 土砂災害特別警戒区域の名称

本間下1号、本間下3、本間下2号、本間下4、本間上、上宿、宮下、本間川1号、本間川2号、本間川、本間川3、南町、馬流1号、高根町、清水町、土村、土村2、土村4号、土村3、卒道団地ア、卒道団地イ、宿渡3、宿渡4、宿渡5、宿渡1号、宿渡、宿渡2号、宿渡6、笠原、笠原2ア、笠原2イ、市の沢1、市の沢2ア、市の沢2イ、市の沢3、川平上、川平下、親沢2号、親沢3、親沢、親沢4、本村、沢入、中村2ア、中村2イ、腰巻3号、腰巻、腰巻2号、中村1号、小海原1、小海原2ア、芦谷、箕輪3、箕輪4、箕輪5、箕輪2号、箕輪1号ア、箕輪1号イ、芦谷1号、大畑、土村5号、大峯、二タ子池2号、馬流、二タ子池1号、鎰掛1、鎰掛下、鎰掛下2号、鎰掛上、鎰掛2、鎰掛3、豊里、豊里2号、豊里3号、八那池口、八那池、松原1、芦平、芦平5、芦平4、稲子ア、稲子イ、松原2、新開1、新開2、新開3、稲子の湯、杉尾2、杉尾、溝ノ原、溝ノ原2、本間下5号ア、本間下5号イ、本間上2号イ、本間上2号ウ、宮下2号ア、宮下2号イ、宮下2号ウ、本間川4号、本間川5号、本間川6号、小原団地1号、小原団地2号、馬流2号、清水町2号イ、清水町3号、清水町4号、土村6号ア、土村6号イ、土村6号ウ、土村7号、土村9号、東馬流、本村2号、本村3号、大洲1号、大洲2号、腰巻4号、腰巻5号、箕輪7号ア、箕輪7号イ、芦谷2号ア、芦谷2号イ、芦谷2号ウ、芦谷3号ア、芦谷3号イ、大畑

2号、土村10号、土村11号、土村12号、大畑3号ア、大畑3号イ、大峯2号、大峯3号、二タ子池3号、鎰掛下3号、鎰掛下4号ア、鎰掛下4号イ、鎰掛下4号ウ、鎰掛下5号ア、鎰掛下5号ウ、鎰掛下5号エ、鎰掛下6号、鎰掛上2号、八那池3号、八那池4号ア、八那池4号イ、八那池5号、五箇2号ア及び五箇2号イ

2 指定の区域

南佐久郡小海町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県南佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂 防 課

長野県告示第500号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成19年 9月27日

長野県知事 村 井 仁

1 土砂災害特別警戒区域の名称

東御市001、東御市002、東御市003、東御市004、東御市005、東御市006、東御市007、東御市008、東御市010、東御市013、東御市014、東御市015、東御市016、東御市017、東御市018、東御市019、東御市020、東御市021、東御市022、東御市023、東御市024、東御市025、東御市026、東御市027、東御市030、東御市031、東御市032、東御市033、東御市034、東御市035、東御市036、東御市038、東御市039、東御市040、東御市041、東御市042、東御市043、東御市044、東御市047、東御市050、東御市052、東御市053、東御市055、東御市056、東御市057、東御市058、東御市059、東御市060、東御市061、東御市063、東御市064、東御市065、東御市066、東御市067、東御市068、東御市069、東御市070、東御市071、東御市072、東御市073、東御市074、東御市075、東御市076、東御市077、東御市078、東御市079、東御市080、東御市081、東御市082、東御市083、東御市084、東御市085、東御市086、東御市087、東御市088、東御市089、東御市090、東御市091、東御市092、東御市093、東御市094、東御市095、東御市096、東御市097、東御市098、東御市099、東御市100、東御市101、東御市102、東御市103、東御市105、東御市106、東御市107、東御市109、東御市110、東御市111、東御市112、東御市113、東御市114、東御市115、東御市116、東御市117、東御市118、東御市119、東御市121、東御市122、東御市124、東御市126、東御市127、東御市129、東御市131、東御市133、東御市135、東御市136、東御市137、東御市139、東御市140、東御市141、東御市142、東御市143、東御市144、東御市146、東御市147、東御市148、東御市152及び東御市154

2 指定の区域

東御市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県上田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する



法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第501号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成19年 9月27日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害特別警戒区域の名称

久保1、久保2、久保4、滝の沢2、栃ヶ洞1、栃ヶ洞2、塩ノ井1、塩ノ井2、北殿1、北殿2、北殿3、北殿4、北殿6、北殿7、北殿8、南殿1、田畑1、田畑2、田畑3、田畑4、田畑・神子柴、神子柴1、田畑5、田畑6、神子柴2、神子柴3、神子柴4、神子柴5、田畑7、田畑8、田畑9、田畑10、久保5、塩ノ井3、塩ノ井4、南殿3、南殿4、田畑11、田畑13、田畑14、神子柴7、神子柴8、神子柴9、神子柴10、沢尻2及び沢尻3

2 指定の区域

上伊那郡南箕輪村のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第502号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成19年 9月27日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害特別警戒区域の名称

南内田1、南内田2、南内田3、南内田7、北熊井1、北熊井2、北熊井3、北熊井4、北熊井5、南熊井3、南熊井2、南熊井1、高出3、高出4、高出5、高出1、高出2、広丘堅石2、広丘堅石3、広丘堅石4、広丘堅石5、岩垂1、岩垂2、広丘堅石6、広丘郷原1、広丘郷原2、広丘郷原3、広丘郷原4、広丘郷原5、岩垂3、岩垂4、芦ノ田1、太田1、太田2、太田3、芦ノ田2、太田4、太田5、太田6、太田7、太田8、元町1、元町2、上組2、上組3、上組4、上組5、上組6、岩垂5、岩垂6、岩垂7、岩垂8、岩垂9、岩垂10、芦ノ田3、岩垂11、岩垂12、元町3、下小曾部2、下小曾部3、下小曾部4、下小曾部5、下小曾部6、下小曾部7、下小曾部8、上小曾部1、上小曾部2、上小曾部3、上小曾部4、上小曾部5、上小曾部6、上小曾部7、上小曾部8、上小曾部9、上小曾部10、上小曾部11、上

小曾部12、上小曾部13、上小曾部14、上小曾部15、上小曾部16、上小曾部17、上小曾部18、上小曾部19、上小曾部20、上小曾部21、上小曾部22、上小曾部23、上小曾部24、上小曾部25、上小曾部26、上小曾部27、上小曾部28、上小曾部29、上小曾部30、上小曾部31、上小曾部32、上小曾部33、上小曾部34、上小曾部35、上小曾部36、上小曾部37、上小曾部38、上小曾部39、上小曾部40、勝弦2、勝弦3、勝弦4、勝弦5、上田1、上田2、上田3、上田4、上田5、古町1、古町2、古町3、古町4、古町5、古町6、古町7、古町9、古町10、上田6、上田7、上田8、上田9、上田10、上田11、元町4、元町5、上組7、下小曾部9、下小曾部10、岩垂14、芦ノ田4、下小曾部11、下小曾部12、下小曾部13、岩垂15、下小曾部14、芦ノ田5、南熊井5、上田12及び上田13

2 指定の区域

塩尻市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県松本建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第503号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成19年 9月27日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害特別警戒区域の名称

石畑(1)、石畑(4)、笠子(2)、曲尾(1)、明賀(1)、刈内、尾崎(1)、本村(2)、本村(3)、本村(5)、本村(6)、本村(7)、本村(11)、栃久保(3)、栃久保(7)、栃久保(4)、中之在家(3)、山秋(1)、山秋(2)、山秋(3)、山秋(4)、福土(1)、蟻之尾(1)、蟻之尾(2)、福土(2)、福土(3)、土口(1)、土口(2)、外味藤(1)、菅沼(1)、菅沼(2)、菅沼(5)、菅沼(8)、菅沼(11)、菅沼(12)、細尾笠子(2)、細尾笠子(3)、細尾笠子(5)、細尾(1)、細尾(2)、細尾(3)、細尾(4)、細尾(6)、細尾(7)、細尾(8)、宇内坂、坪川(1)、坪川(2)、竹之下(1)、栗尾南(1)、栗尾南(2)、又田羅(1)、上屋、芦沢(4)、古宿(1)、古宿(2)、尾崎(3)、尾崎(4)、尾崎(5)、太田(2)、太田(3)、太田(4)、明賀(2)、又田羅(2)、又田羅(3)、竹之田和(1)、竹之田和(2)、竹之田和(4)、又田羅(4)、又田羅(5)、栗尾(1)、山穂刈寺尾(1)、味籐(1)、味籐(3)、萩野(1)、萩野(2)、坂所(2)、細尾(11)、外味籐(2)、外味籐(3)、土口(3)、土口(4)、栃久保(9)、栃久保(5)、栃久保(6)及び福土(4)

2 指定の区域

上水内郡信州新町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県土尻川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第504号

昭和49年長野県告示第140号（地方自治法施行令による指定代理金融機関及び収納代理金融機関指定）の一部を次のように改正し、平成19年10月1日から施行します。ただし、別表第2の改正規定（株式会社ゆうちょ銀行に係る部分を除く。）は、平成19年9月28日から施行します。

平成19年9月27日

長野県知事 村 井 仁

別表第1の2の(2)中「現金払込書」の次に「(これらのものが株式会社ゆうちょ銀行への納入又は納付に係るものにあつては、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の規定に基づく母子及び寡婦福祉資金貸付金の償還及び長野県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年長野県条例第8号）第7条第1項の規定による掛金の納付に係るものに限る。）」を加える。

別表第2中

「株式会社みずほ銀行 日本国内に所在する店舗」を

「株式会社みずほ銀行 日本国内に所在する店舗  
株式会社ゆうちょ銀行 長野県内及び新潟県内に所在する店舗」

に、

「川上物産農業協同組合 ” ”」を

「佐久浅間農業協同組合 ” ”」を

「下伊那園芸農業協同組合 ” ”」を

「木曾農業協同組合 ” ”」を

「木曾農業協同組合 ” ”」に改める。

会 計 課

長野県議会告示第3号

政治倫理の確立のための長野県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程（平成7年長野県議会告示第1号）の一部を次のように改正します。

平成19年9月27日

長野県議会議長 服 部 宏 昭

第2条第2項中「第2条第1項第6号」を「第2条第1項第5号」に、「証券取引所」を「金融商品取引所」に、「証券業協会」を「認可金融商品取引業協会」に、「 ）及び」を「 ）、金銭信託及び」に改め、同条第3項から第6項まで中「第2条第1項第7号」を「第2条第1項第6号」に改める。

様式第1号の4中「貯金及び郵便貯金」を「及び貯金」に改め、同4の(3)を削り、同様式の5を削り、同様式の6中

「

社債券	
-----	--

」

を

「

社債券	
金銭信託	

」

に改め、同6に備考として次のように加える。

（備考） 金銭信託については、元本の総額を記入する。

様式第1号の6を同様式の5とし、同様式の7を同様式の6とし、同様式の8を同様式の7とし、同様式の9を同様式の8とし、同様式の10を同様式の9とする。

附 則

この告示は、平成19年9月30日から施行する。ただし、様式第1号の4の改正規定は、平成19年10月1日から施行する。

総 務 課

長野県公安委員会告示第7号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、認定を受けた者から次のとおり代表者の氏名の変更の届出がありました。

平成19年9月27日

長野県公安委員会委員長 唐 沢 彦 三

認 定 を 受 け た 者			教 育 に 使 用 す る 施 設		変 更 事 項		変 更 年 月 日
名 称	住 所	代 表 者 氏 名	名 称	所 在 地	新	旧	
株式会社北信自動車学校	須坂市大字小河原460番地	丸 山 俊 春	北信自動車学校	須坂市大字小河原460番地	丸 山 俊 春	新 崎 益 男	平成19年8月25日

東北信運転免許センター